4　中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐろ類等地域漁業管理機関（まぐろ類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

第四十四条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「第十八条第二項中」を「第十八条第一項中「指定漁業者（大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「小型捕鯨業者」と、同条第二項中「指定漁業者」とあるのは「小型捕鯨業者」と、」に改め、「、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する第一項」と」を削る。

第五十九条第一項ただし書中「日本国外の港内及び農林水産大臣が別に定めて告示する」を「別表第四の上欄に掲げる港内又は」に、「あらかじめ農林水産大臣の許可を受けた」を「それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載する」に改め、同条第二項を削る。

第六十条を次のように改める。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十条　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

第六十条の二第一項に次の一号を加える。

五　当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字

第六十条の三中「第三十一条の五までの規定は」を「第三十一条の六までの規定は」に改める。

第六十二条中「第三十一条の二から第三十一条の五」を「第三十一条の二から第三十一条の六」に、「、第五十六条の二の規定」を「の規定」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に、「各号」を「第二十九条各号」に改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第六十八条の見出し中「操業期間等」を「操業期間」に改め、同条中「北太平洋さんま漁業者」を「北太平洋さんま漁業の許可を受けた者」に改める。

第七十四条第二項第一号中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改める。

第七十五条中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第百六条第一項第一号中「第五十九条第一項、第六十条第一項」を「第五十九条、第六十条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同項第二号とする。

第百八条第一号中「（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）」及び「、第六十七条第一項」を削る。

別記様式第七号を削り、別記様式第八号を別記様式第七号とする。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第五号中「海域」の下に「（以下「東部太平洋の海域」という。）」を加え、同項第六号中「前号に規定する海域」を「東部太平洋の海域」に改め、同項第十号中「第二十二号」の下に「並びに別表第四」を加える。

別表第四中「第七十五条」を「第三十一条の五、第七十五条」に改め、同表を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第五十九条関係）

港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内	一　転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された運搬船（東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあつては、我が国が登録に関し必要な情報を提出したことにより登録されたものに限る。以下この表において「登録運搬船」という。）以外の船舶に転載しないこと。 二　転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合にあつては、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。 三　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内	くろまぐろを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。
中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域	一　登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。 二　転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関のオブザーバーが乗船する運搬船以外の船舶に転載しないこと。 三　転載申告書の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。 四　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
大西洋の海域	くろまぐろを転載しないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第三項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされている陸揚港の変更の許可の申請は、改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第二項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた変更の届出とみなす。

（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業手数料規則の一部改正）

第四条　漁業手数料規則（昭和二十五年農林省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十四年法律第二百六十七号。」を削り、同項第一号中「省令第十八条第三項の規定による陸揚港の変更の許可の申請」を削り、「（第六十二条」を「（省令第六十二条」に、「とう載する」を「搭載する」に改め、「省令第五十九条（省令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請」及び「省令第六十条（省令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の陸揚げの許可の申請」を削る。

○経済産業省令第十七号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男